

教員と民間労働者の給与の比較分析

山中 秀幸 (法政大学非常勤講師)

Pay comparison analysis of Teachers and Private enterprise workers

Hideyuki YAMANAKA

I. 問題関心

近年、教員の給与に関して、2つの視点から、改革の必要性が議論されている。

一つに、教員給与そのものに焦点を合わせた、制度・構造改革の議論がある。

2005年11月21日、財政制度等審議会による「平成18年度予算編成等に関する建議」において、教職員給与が以下のように取り上げられた。

“近年、児童生徒数が大幅に減少しているにもかかわらず、教職員数については定数改善計画が実施され、教員給与についてもいわゆる人確法に基づく優遇措置が採られてきた結果、児童・生徒一人当たりの国庫支出額はここ15年で8割増加している。にもかかわらず学力低下等の問題は解決しておらず、もはや教職員数を増やせば学力向上につながるのと考えるべきと考える。国・地方を通じて公的部門全体の総人件費の大幅な削減に取り組む中、義務教育教職員の給与についても、給与構造改革を実施する必要がある。”

これを受けて2005年12月24日に閣議決定された「行政改革の基本方針」では、“公務員の総人件費について、定員の大幅な純減と給与制度改革の強力な推進により、大胆に削減する”ことを方針の一つとし、教員給与について次のように述べている。

“義務教育教職員の人材確保の観点から給与の優位性を定めた学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(人材確保法)について、教職員を巡る雇用情勢の変化等を踏まえ、廃止を含めた見直しを行う。具体的には、教職員給与関係の法令を含め、教職員給与の在り方について検討を行い、平成18年度中に結論を得て、平成20年春に所要の制度改革

正を行う。”

さらに一つ、公立学校教員を含む地方公務員の給与に関する議論が新たな動きを見せている。

総務省が2004年10月に設置した「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」は、2006年3月の報告書において、“分権時代に対応するとともに地域民間給与をよりの確に反映するための地方公務員給与のあり方”について、給与制度面と給与水準面とを分けることで、“従来の国公準拠の考え方を刷新することを提言”している。

すなわち、給与制度は“公務としての類似性を重視して均衡原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本とする”のに対して、給与水準は“地域の民間給与をより重視して均衡の原則を適用し、各団体が地域民間給与の水準をより反映させた給料表を策定”するのが望ましいという提案である。

上記に見られるように、「給与水準の引き下げ」と「地域民間給与水準との均衡」の2つの論点を中心に、教員給与の制度・構造のあり方が今後議論されると思われる。本稿は、各都道府県において、民間労働者と比較した小中学校教員の給与水準の実態を明らかにすることによって、今後の教員給与をめぐる議論に資することを目的とするものである。

II. 小中学校教員と民間労働者の給与水準の比較

公立小中学校教員と民間労働者の給与水準の比較にあたって、教員の給与については、地方公務員給与実態調査のデータを用いる。地方公務員給与実態調査とは、地方公務員給与実態調査規則に基づいて実施される、統計法に基づき指定された5年に1度の統計調査(指定統計第76号)と、それ以外の年に行われる補充調査からなる調査であり、地方公務員の給与の実態を

明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とするものである。本稿においては、2005年4月のデータを用いる。

一方、民間労働者の給与については、賃金センサス（賃金構造基本統計調査）のデータを用いることとする。賃金センサスとは、統計法に基づき指定された統計調査（指定統計第94号）として、賃金構造基本統計調査規則に基づいて実施される調査であり、主要産業に雇用される常用労働者について、その賃金の実態を職種、企業規模、年齢別等に明らかにすることを目的とするものである。本稿においては、2005年6月のデータを用いる。

比較の手法には、ラスパイレス指数を用いることとした。ラスパイレス指数とは、比較しようとする団体の職員構成が、基準となる団体の職員構成と同一と仮定して算出するものである。本稿では、各都道府県において、民間労働者の「産業計」「企業規模計」を基準値100とした場合の、小中学校教員のラスパイレス指数を求めることとする。

ラスパイレス指数の算出に当たっては、教員と民間労働者の給与のデータソースが異なることから、次の

2点の問題を解決する必要がある。

一つは、教員の給与のデータソースである地方公務員給与実態調査では経験年数別のデータであるのに対して、民間労働者のデータソースである賃金センサスでは、各都道府県のデータは年齢別によって示されているという点である。したがって、経験年数別となっている教員の給与のデータを年齢別のデータに加工する必要がある。

作業において、「学校教員統計調査」より2004年の「教員異動調査」を参考にした。「年齢区分別 職名別 性別 採用教員数」に示されている公立小中学校教諭全国採用数は、「24歳未満」が5,604人、「25歳以上30歳未満」が5,574人、「30歳以上」が2,933人となっている。経験年数別データを、このデータを用いて重み付けし、年齢別データに加工した。具体的には、「22歳入職」5,604人、「27歳入職」5,574人、「32歳入職」2,933人と仮定して経験年数別データから年齢別の給与データを作成し、その平均をとることで各都道府県の教員給与の年齢別データとした。

二つめは、各調査に示されているデータの定義の問題である。賃金センサスに示されている賃金月額であ

図1 教員の給与月額データの作成（例：東京都）

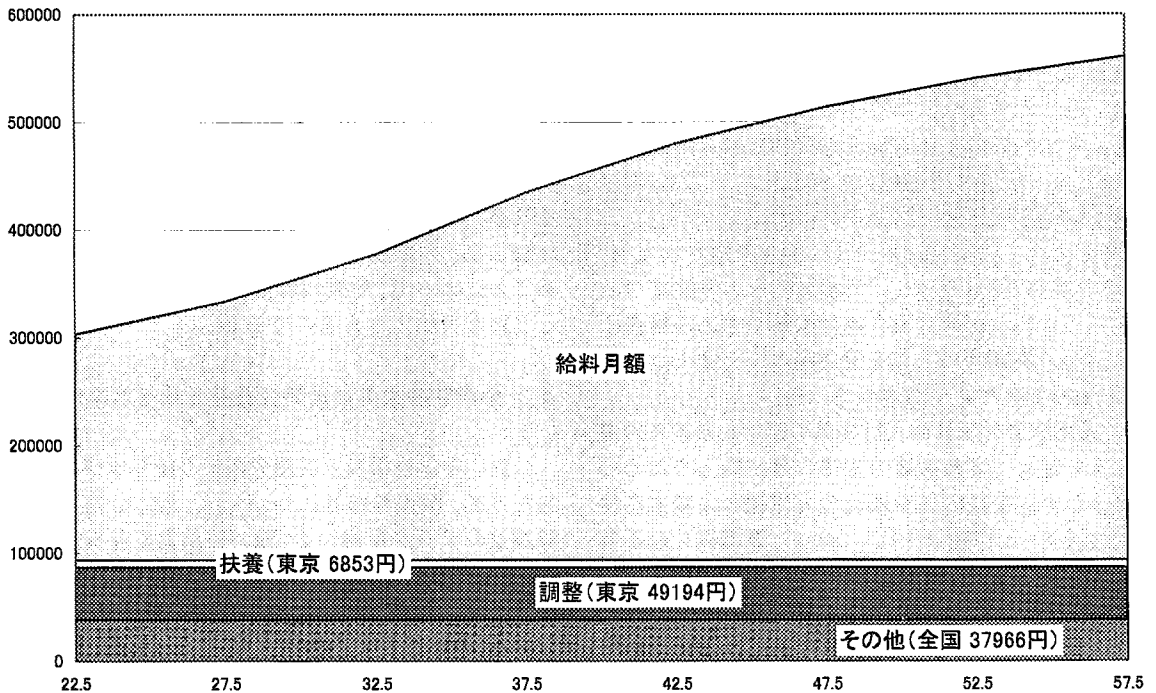


図2 各都道府県における産業計・企業規模計平均を100とした場合の小中学校教育職のラスパイレス指数

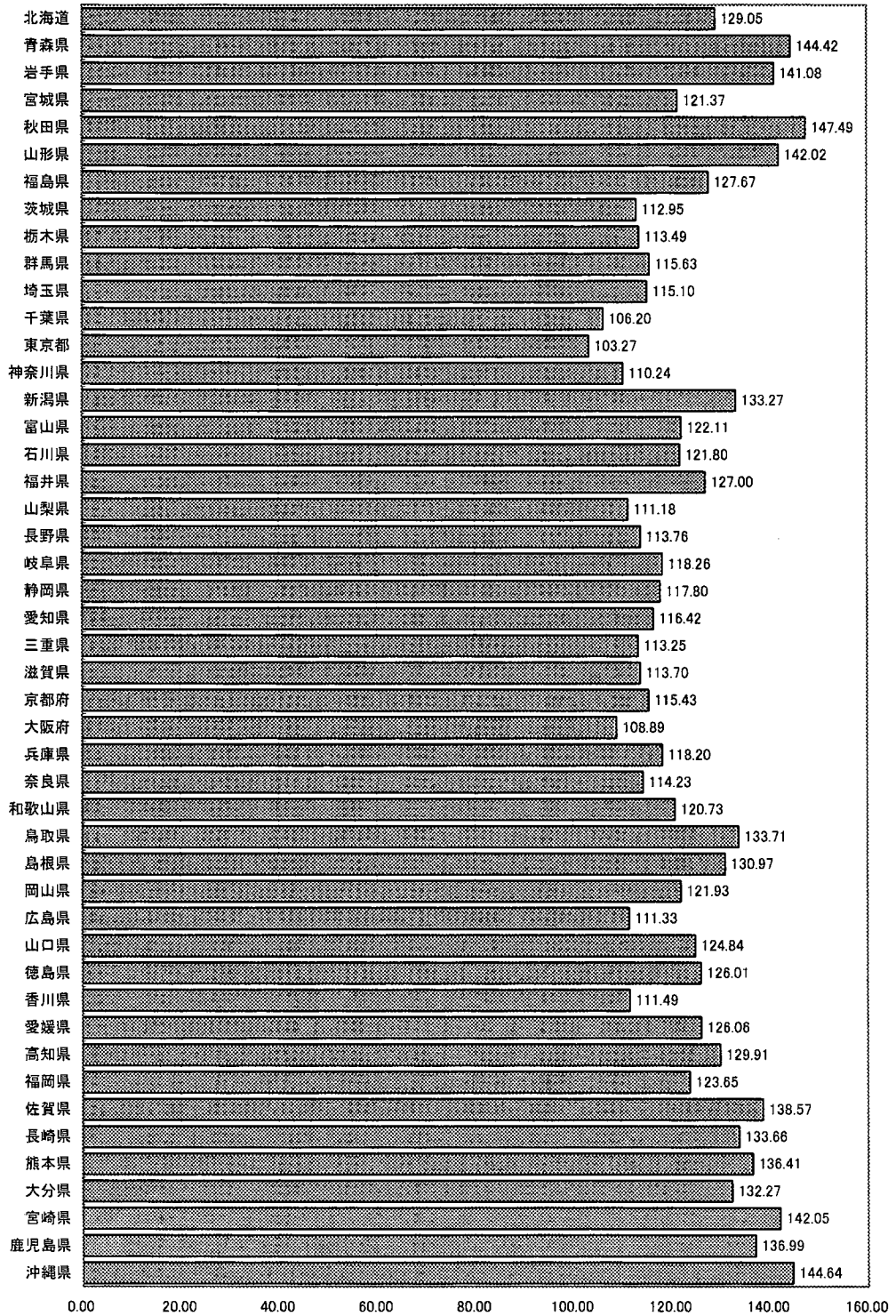
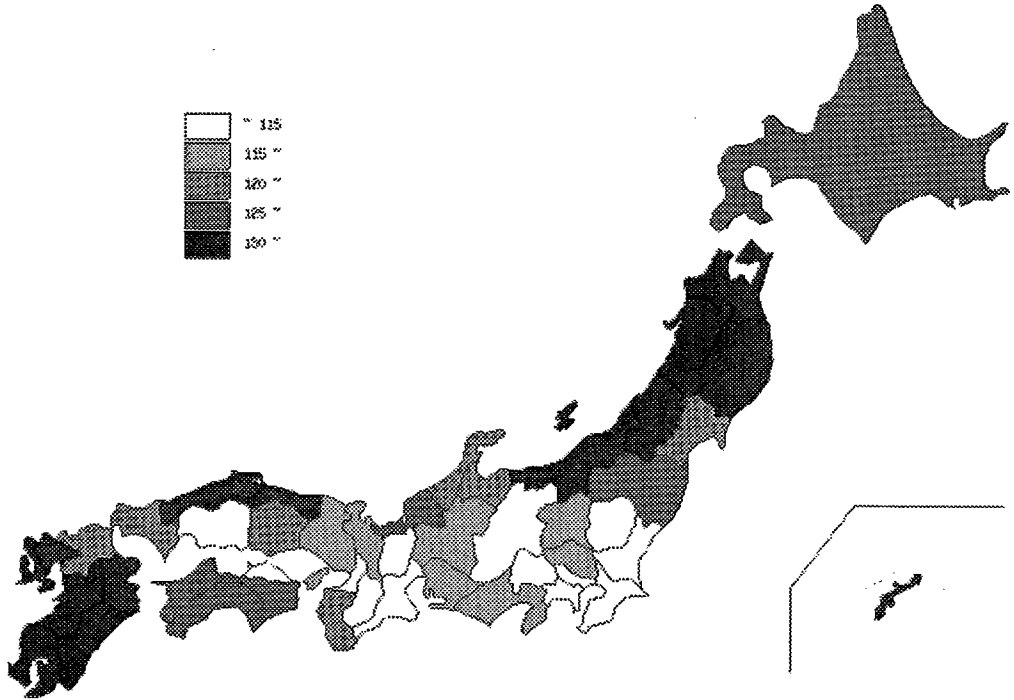


図3 対都道府県内産業の公立小中学校教員の給与のラスパイレス指数



る「きまって支給する現金給与額」は「基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる」と定義されており、これは地方公務員給与実態調査における「給料月額+諸手当月額総計」に対応すると考えられる。

したがって教員の給与月額に関するデータについては、給料月額については、都道府県別・経験年数別に提示され出ているデータを用い、諸手当月額のうち扶養手当・調整手当については都道府県ごとの平均値を、その他の手当月額については全国平均値を用いることとした。東京都を例にとると、図1のようになる。

以上のようにして得られた各都道府県の教員の給与月額の年齢別データについて、同一都道府県の産業計・企業規模計の民間労働者の給与月額を基準値とした場合に得られるラスパイレス指数が図2となる。

Ⅲ. 分析

A. 県間比較

都道府県において、産業計・企業規模計の民間労働

者の給与月額を基準値とした場合の、公立小中学校教員の給与月額のラスパイレス指数を、「115未満」「115以上120未満」「120以上125未満」「125以上130未満」「130以上」の5段階に分けて図示したものが図3の地図である。

これにより、特に東北地方、九州地方では公立小中学校教員の給与水準は民間労働者の平均と比較して高水準であること、一方、関東地方や近畿地方では教員給与と民間給与の差が比較的抑えられている状況にあることが把握できる。

それでは、これらの状況が、公立小中学校教員のみで捉えた場合の給与水準とどのような関係にあるのだろうか。

図4は、公立小中学校教員の給与の全国平均を基準値100とした場合の、各都道府県の公立小中学校教員の給与水準のラスパイレス指数を示したものである。さらに、その数値を「97未満」「97以上98未満」「98以上99未満」「99以上100未満」「100以上」の5段階に分けて図示したものが図5の地図となっている。

図3と図5を比較すると、単純な給与の金額の高低

図4 公立小中学校教員の全国平均を基準とした各都道府県教員給与のラスパイレス指数

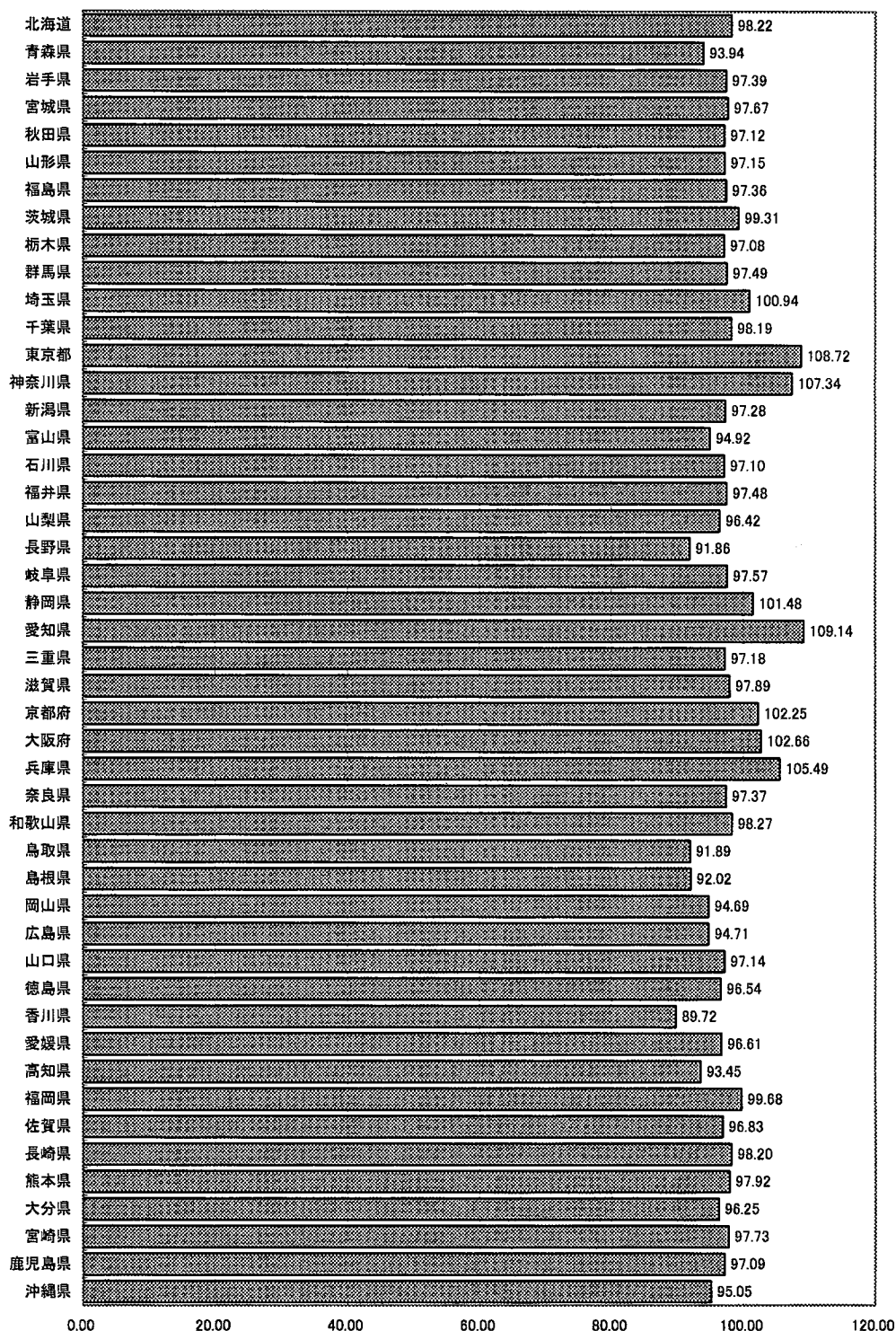
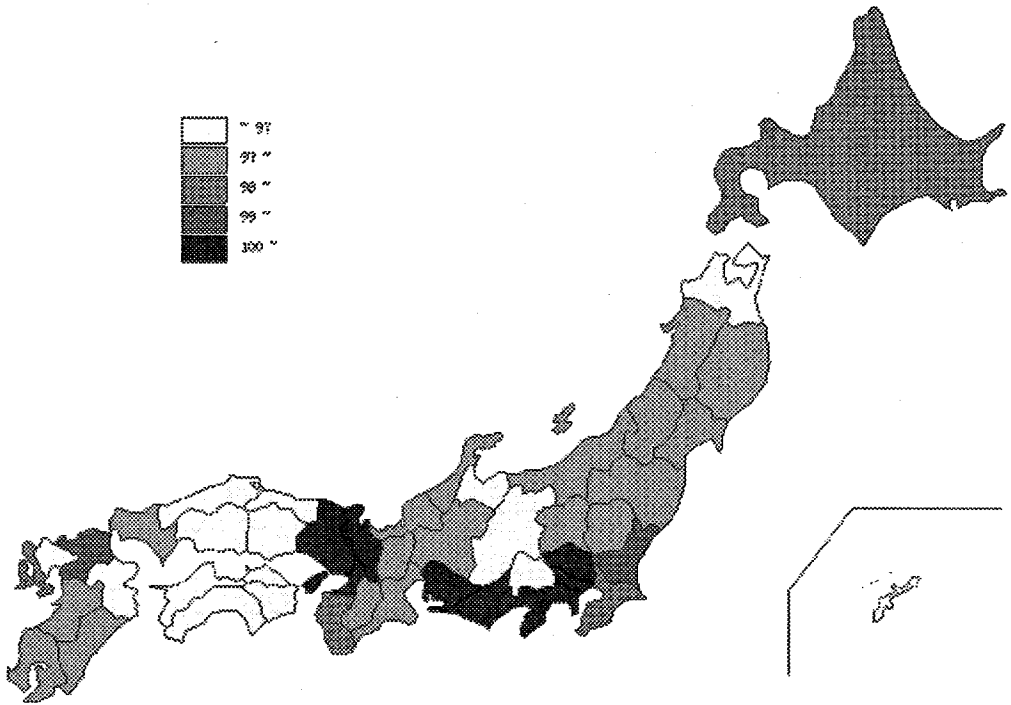


図5 対公立教員全国平均の公立小中学校教員の給与のラスパイレス指数



が、その都道府県内における給与水準と必ずしも一致していないことが明らかとなる。すなわち、教員の給与が他の都道府県と比較して高い金額であったとしても、同一都道府県内の民間労働者と比較すると大きな差がないケースもある一方で、他の都道府県と比較すると金額的に低いものであっても、同一都道府県内の民間労働者と比較すると高水準であるケースも認められるのである。

本稿ではさらに、調整手当に焦点を合わせて分析を行った。調整手当とは、2005年11月の法改正以前の「一般職の職員の給与に関する法律」によって“民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域”の国家公務員に支給されるとされ、地方公務員にも準用されていた制度である。

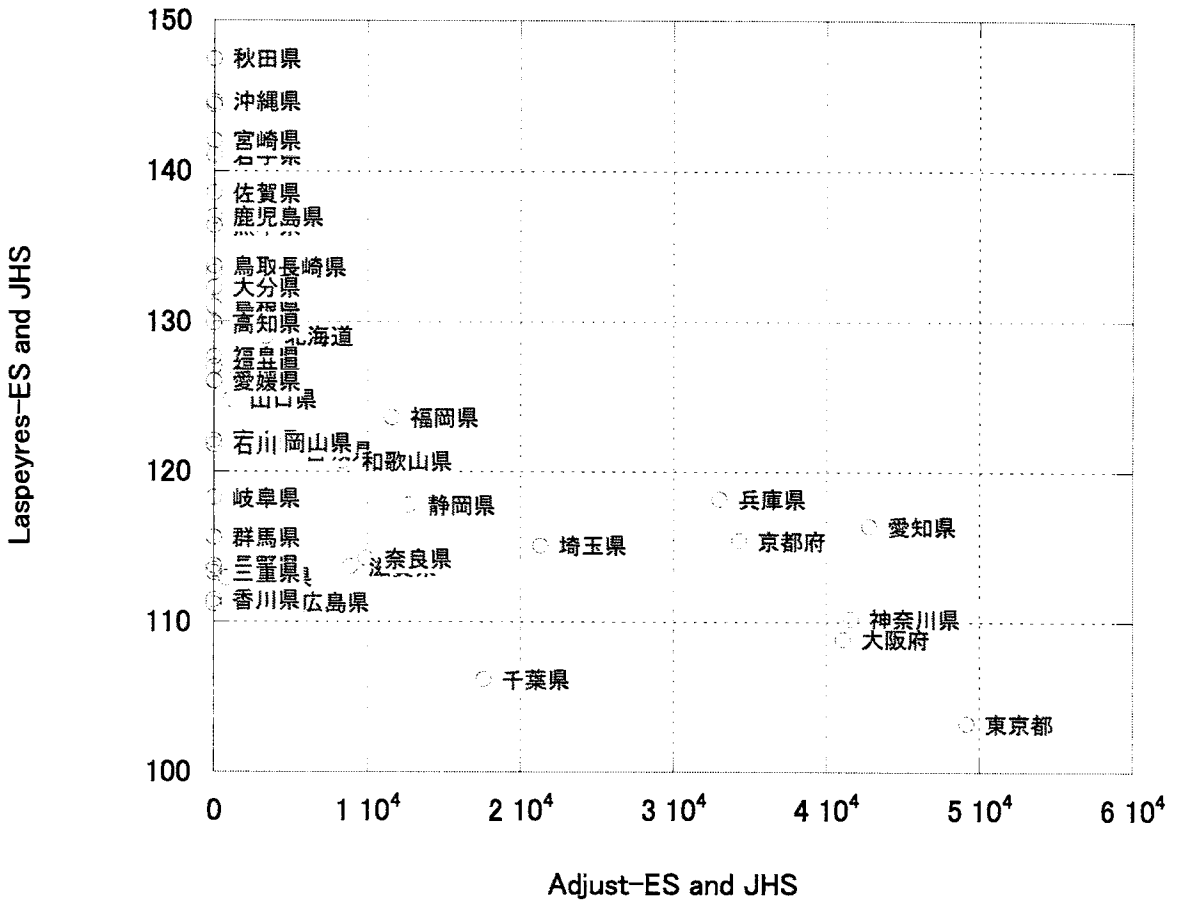
図2・図3で示されている、産業計・企業規模計の民間労働者の給与月額を基準値とした場合の公立小中学校教員の給与月額のラスパイレス指数と、各都道府県の平均調整手当額との関係を図に表したのが図6の散布図である（X軸が調整手当額、Y軸がラスパイレス指数）。

図6より、東京都（平均調整手当額49,194円）、愛知県（42,800円）、神奈川県（41,600円）、大阪府（41,100円）、京都府（34,300円）、兵庫県（33,000円）などの都府県は、調整手当が多く支給されていたにもかかわらず、他の道県に比べると、教員と民間労働者の給与水準の差が小さいということが指摘される（ラスパイレス指数：東京都103.27、愛知県116.42、神奈川県110.24、大阪府108.89、京都府115.43、兵庫県118.20）。すなわち、これらの都府県の教員は他の道県の教員に比べて給与水準が低い、言い換えると、多額の調整手当が支給されていたが、それでもなお調整手当が不足していたという実態が明らかになったと言えるのである。

B. 公立小中学校教員の給与水準の位置づけ

前節においては、産業計企業規模計の民間労働者との比較において、公立小中学校教員の給与水準の分析を試みたが、それでは、具体的な産業あるいは企業規模との比較において、教員の給与水準はどのような位置づけになるのであろうか。

図6 各都道府県における全産業・全企業規模平均を100とした場合の
小中学校教育職のラスパイレス指数と調整手当額の関係



それを明らかにするために、賃金センサスを用いて、産業計企業規模系の民間労働者の給与水準を基準値100とした場合の、具体的な産業・企業規模の労働者の給与水準を算出した。比較の対象として選び出したのは、「F 製造業」「J 卸売・小売業」「K 金融・保険業」の3産業に、「1,000人以上」「100～999人」の2つの企業規模である。

これら3産業×2企業規模の6カテゴリーそれぞれについて、各都道府県における給与月額ラスパイレス指数を算出し、第2章で求めた公立小中学校教員の給与月額のラスパイレス指数がどのように位置づけられるのかを示したのが図7である（左に行くほど高水準となる）。

この図からは、前節とは異なった知見が得られる。関東を例に挙げると、茨城県では、小中学校教員の給

与月額ラスパイレス指数は112.95であり、「企業規模100～999人の金融・保険業」「企業規模1,000人以上の製造業」「企業規模1,000人以上の金融・保険業」に次いで上から4番目に位置づけられている。

それに対して神奈川県の小中学校教員の給与月額は、ラスパイレス指数は茨城県よりも低い110.24であるが、位置づけは「企業規模1,000人以上の製造業」に次いで上から2番目となっており、茨城県よりも高い。

同様の事例は、四国地方の徳島（ラスパイレス指数126.01、上から1番目）と高知（ラスパイレス指数129.91、上から3番目）や、九州地方の福岡（ラスパイレス指数123.65、上から2番目）と大分（ラスパイレス指数132.27、上から3番目）などにも見られ、地方を越えた比較ではさらに多くの事例が確認される。

以上のことから、次のような指摘がなされ得る。す

図7 各都道府県における小中学校教員の給与水準の位置づけ

北海道・東北地方

| | | | | | | | |
|-----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 北海道 | K 金融・保険業 100~999人 | 小中学校 教育職 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 100~999人 | F 製造業 100~999人 |
| | 132.54 | 129.05 | 113.26 | 112.36 | 112.24 | 98.94 | 90.75 |
| 青森 | 小中学校 教育職 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 100~999人 | K 金融・保険業 100~999人 | F 製造業 100~999人 |
| | 144.42 | 131.42 | 124.04 | 107.70 | 106.32 | 96.89 | 90.98 |
| 岩手 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 1,000人以上 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 100~999人 | F 製造業 100~999人 |
| | 141.08 | 134.04 | 132.91 | 122.13 | 118.39 | 102.45 | 95.11 |
| 宮城 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | K 金融・保険業 100~999人 | F 製造業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 100~999人 | F 製造業 100~999人 |
| | 121.37 | 121.30 | 119.28 | 118.28 | 117.22 | 99.76 | 93.88 |
| 秋田 | 小中学校 教育職 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 1,000人以上 | K 金融・保険業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | F 製造業 100~999人 |
| | 147.49 | 130.49 | 120.68 | 102.51 | 101.99 | 96.36 | 85.58 |
| 山形 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 1,000人以上 | K 金融・保険業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | F 製造業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 100~999人 | F 製造業 100~999人 |
| | 142.02 | 125.09 | 121.58 | 118.58 | 117.62 | 103.13 | 101.09 |
| 福島 | F 製造業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | K 金融・保険業 100~999人 | K 金融・保険業 1,000人以上 | F 製造業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 |
| | 132.43 | 127.67 | 115.31 | 106.46 | 104.11 | 100.56 | 93.26 |

関東地方

| | | | | | | | |
|-----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 茨城 | K 金融・保険業 100~999人 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | F 製造業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 |
| | 118.25 | 115.74 | 114.26 | 112.95 | 100.60 | 97.36 | 97.31 |
| 栃木 | F 製造業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | K 金融・保険業 100~999人 | K 金融・保険業 1,000人以上 | F 製造業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 |
| | 119.53 | 113.49 | 107.04 | 105.13 | 103.08 | 97.38 | 88.91 |
| 群馬 | F 製造業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 1,000人以上 | F 製造業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 | K 金融・保険業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 |
| | 118.91 | 115.63 | 106.98 | 103.65 | 101.44 | 97.97 | 92.75 |
| 埼玉 | F 製造業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | K 金融・保険業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 100~999人 | F 製造業 100~999人 |
| | 122.79 | 115.10 | 114.63 | 107.03 | 105.85 | 95.25 | 94.06 |
| 千葉 | K 金融・保険業 1,000人以上 | F 製造業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | F 製造業 100~999人 | K 金融・保険業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 |
| | 112.51 | 110.11 | 106.20 | 94.19 | 91.94 | 91.22 | 89.93 |
| 東京 | K 金融・保険業 1,000人以上 | K 金融・保険業 100~999人 | F 製造業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | J 卸売・小売業 100~999人 | F 製造業 100~999人 |
| | 117.28 | 116.97 | 111.22 | 108.08 | 103.27 | 100.34 | 88.88 |
| 神奈川 | F 製造業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | K 金融・保険業 100~999人 | F 製造業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 |
| | 110.93 | 110.24 | 101.88 | 101.71 | 96.11 | 95.16 | 87.55 |

中部地方

| | | | | | | | |
|----|----------------------|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|
| 新潟 | 小中学校 教育職 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 100~999人 | K 金融・保険業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 100~999人 | F 製造業 100~999人 |
| | 133.27 | 129.06 | 123.02 | 119.18 | 107.36 | 102.03 | 93.33 |
| 富山 | K 金融・保険業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | F 製造業 100~999人 |
| | 128.07 | 122.11 | 119.38 | 114.06 | 103.13 | 99.90 | 96.47 |

| | | | | | | | |
|----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 石川 | K 金融・保険業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 100~999人 | F 製造業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 |
| | 126.31 | 121.80 | 121.06 | 107.24 | 103.79 | 96.35 | 90.78 |
| 福井 | 小中学校 教育職 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 1,000人以上 | K 金融・保険業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | F 製造業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 |
| | 127.00 | 122.17 | 110.65 | 105.51 | 95.04 | 93.09 | 92.35 |
| 山梨 | F 製造業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 1,000人以上 | K 金融・保険業 100~999人 | F 製造業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 |
| | 123.93 | 112.64 | 111.18 | 107.72 | 101.67 | 100.95 | 85.85 |
| 長野 | F 製造業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 100~999人 | K 金融・保険業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 100~999人 | F 製造業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 |
| | 123.44 | 113.76 | 112.05 | 104.43 | 100.10 | 99.68 | 97.71 |
| 岐阜 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 100~999人 | F 製造業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 |
| | 121.95 | 118.48 | 118.26 | 112.94 | 99.96 | 97.85 | 86.47 |
| 静岡 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | F 製造業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 |
| | 121.70 | 120.02 | 117.80 | 111.83 | 99.52 | 97.05 | 93.14 |
| 愛知 | F 製造業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 1,000人以上 | K 金融・保険業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | F 製造業 100~999人 |
| | 116.51 | 116.42 | 105.22 | 104.55 | 100.73 | 99.81 | 96.44 |

近畿地方

| | | | | | | | |
|-----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 三重 | K 金融・保険業 1,000人以上 | F 製造業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | F 製造業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 |
| | 125.42 | 119.73 | 113.25 | 104.42 | 96.33 | 94.37 | 90.46 |
| 滋賀 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 100~999人 | F 製造業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 |
| | 119.11 | 116.18 | 113.70 | 101.35 | 99.41 | 89.59 | 80.01 |
| 京都 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 100~999人 | F 製造業 100~999人 |
| | 116.24 | 115.77 | 115.43 | 112.28 | 101.38 | 100.66 | 94.19 |
| 大阪 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | F 製造業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 |
| | 114.76 | 109.30 | 108.89 | 107.47 | 106.90 | 96.55 | 91.84 |
| 兵庫 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 1,000人以上 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 100~999人 | F 製造業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 100~999人 |
| | 118.20 | 115.97 | 114.68 | 103.62 | 102.19 | 96.64 | 93.68 |
| 奈良 | F 製造業 1,000人以上 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 1,000人以上 | K 金融・保険業 100~999人 | F 製造業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 100~999人 |
| | 130.96 | 114.23 | 113.74 | 108.54 | 97.51 | 90.53 | 82.33 |
| 和歌山 | 小中学校 教育職 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | K 金融・保険業 100~999人 | F 製造業 100~999人 | J 卸売・小売業 100~999人 |
| | 120.73 | 119.18 | 118.41 | 114.03 | 111.95 | 99.30 | 93.21 |

中国・四国地方

| | | | | | | | |
|----|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 鳥取 | 小中学校 教育職 | K 金融・保険業 100~999人 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 100~999人 | F 製造業 100~999人 |
| | 133.71 | 124.94 | 118.48 | 116.65 | 105.35 | 88.99 | 84.78 |
| 島根 | 小中学校 教育職 | F 製造業 1,000人以上 | K 金融・保険業 1,000人以上 | J 卸売・小売業 100~999人 | F 製造業 100~999人 | K 金融・保険業 100~999人 | J 卸売・小売業 1,000人以上 |
| | 130.97 | 121.48 | 107.53 | 102.41 | 101.14 | 99.34 | 91.23 |

| | | | | | | | |
|------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 岡山 | F 製造業 1,000人以上 131.70 | K 金融・保険業 1,000人以上 122.00 | 小中学校 教育職 121.93 | K 金融・保険業 100~999人 98.72 | F 製造業 100~999人 98.16 | J 卸売・小売業 100~999人 86.95 | J 卸売・小売業 1,000人以上 80.58 |
| 広島 | F 製造業 1,000人以上 120.98 | K 金融・保険業 100~999人 114.65 | K 金融・保険業 1,000人以上 113.66 | J 卸売・小売業 1,000人以上 112.45 | 小中学校 教育職 111.33 | J 卸売・小売業 100~999人 99.26 | F 製造業 100~999人 96.19 |
| 山口 | F 製造業 1,000人以上 133.21 | 小中学校 教育職 124.84 | K 金融・保険業 100~999人 122.22 | K 金融・保険業 1,000人以上 106.85 | F 製造業 100~999人 104.39 | J 卸売・小売業 100~999人 99.00 | J 卸売・小売業 1,000人以上 90.84 |
| 徳島 | 小中学校 教育職 126.01 | F 製造業 1,000人以上 117.73 | K 金融・保険業 1,000人以上 114.89 | F 製造業 100~999人 99.55 | J 卸売・小売業 1,000人以上 93.99 | J 卸売・小売業 100~999人 85.83 | K 金融・保険業 100~999人 75.50 |
| 香川 | K 金融・保険業 1,000人以上 124.78 | F 製造業 1,000人以上 117.07 | K 金融・保険業 100~999人 112.09 | 小中学校 教育職 111.49 | J 卸売・小売業 1,000人以上 99.55 | J 卸売・小売業 100~999人 95.97 | F 製造業 100~999人 93.51 |
| 愛媛 | F 製造業 1,000人以上 130.22 | 小中学校 教育職 126.06 | K 金融・保険業 1,000人以上 114.44 | J 卸売・小売業 1,000人以上 106.32 | F 製造業 100~999人 100.18 | J 卸売・小売業 100~999人 94.34 | K 金融・保険業 100~999人 79.82 |
| 高知 | F 製造業 1,000人以上 139.79 | K 金融・保険業 1,000人以上 134.94 | 小中学校 教育職 129.91 | J 卸売・小売業 1,000人以上 111.36 | K 金融・保険業 100~999人 106.54 | J 卸売・小売業 100~999人 103.21 | F 製造業 100~999人 97.11 |
| 九州地方 | | | | | | | |
| 福岡 | F 製造業 1,000人以上 124.49 | 小中学校 教育職 123.65 | K 金融・保険業 100~999人 123.45 | K 金融・保険業 1,000人以上 113.57 | J 卸売・小売業 100~999人 103.48 | J 卸売・小売業 1,000人以上 98.15 | F 製造業 100~999人 86.15 |
| 佐賀 | 小中学校 教育職 138.57 | F 製造業 1,000人以上 129.28 | K 金融・保険業 100~999人 121.66 | K 金融・保険業 1,000人以上 116.16 | J 卸売・小売業 100~999人 101.47 | F 製造業 100~999人 101.01 | J 卸売・小売業 1,000人以上 93.24 |
| 長崎 | F 製造業 1,000人以上 142.87 | 小中学校 教育職 133.66 | K 金融・保険業 1,000人以上 122.54 | K 金融・保険業 100~999人 98.03 | F 製造業 100~999人 90.41 | J 卸売・小売業 100~999人 88.94 | J 卸売・小売業 1,000人以上 81.23 |
| 熊本 | 小中学校 教育職 136.41 | F 製造業 1,000人以上 133.84 | K 金融・保険業 1,000人以上 115.54 | K 金融・保険業 100~999人 114.14 | F 製造業 100~999人 104.76 | J 卸売・小売業 1,000人以上 102.61 | J 卸売・小売業 100~999人 100.08 |
| 大分 | F 製造業 1,000人以上 139.67 | K 金融・保険業 1,000人以上 133.44 | 小中学校 教育職 132.27 | K 金融・保険業 100~999人 115.49 | J 卸売・小売業 1,000人以上 99.20 | J 卸売・小売業 100~999人 98.23 | F 製造業 100~999人 94.95 |
| 宮崎 | 小中学校 教育職 142.05 | F 製造業 1,000人以上 114.26 | K 金融・保険業 100~999人 111.26 | J 卸売・小売業 100~999人 102.35 | J 卸売・小売業 1,000人以上 102.07 | K 金融・保険業 1,000人以上 93.18 | F 製造業 100~999人 93.14 |
| 鹿児島 | 小中学校 教育職 136.99 | K 金融・保険業 100~999人 120.55 | F 製造業 1,000人以上 120.14 | K 金融・保険業 1,000人以上 118.83 | J 卸売・小売業 1,000人以上 109.84 | J 卸売・小売業 100~999人 105.46 | F 製造業 100~999人 86.19 |
| 沖縄 | 小中学校 教育職 144.64 | K 金融・保険業 100~999人 139.33 | K 金融・保険業 1,000人以上 120.86 | J 卸売・小売業 1,000人以上 113.48 | F 製造業 100~999人 98.25 | J 卸売・小売業 100~999人 96.80 | F 製造業 1,000人以上 75.95 |

なわち、民間労働者との比較において教員の給与水準を考えるには、民間労働者の平均を基準としたラスパイレ指数の数値のみで判断するのではなく、他の具体的な産業・企業規模を含めての相対的な位置づけというものを考慮する必要があるということである。例を挙げると、前節において、神奈川県のレストラン指数110.24を「他の道県に比べて水準が低い」と述べたが、一方で、位置づけが最上位の「企業規模1,000人以上の製造業」でさえラスパイレ指数が110.93であるという神奈川県の状態を鑑みるに、教員の給与水準を他の道県と同程度のラスパイレ指数120半ばまで引き上げようとする、民間労働者とのバランスの問題が発生するということである。

教員の給与水準がこれらの問題に対してどのような影響を与え得るのかをデータに即して明らかにすることを今後の研究の課題として考えている。

IV. 今後の課題

以上、民間労働者との比較においての公立小中学校教員の給与水準について概観した上で、今後の研究の課題として、次の2点を挙げる。

一つに、前章第A節で扱った調整手当に関する課題がある。調整手当は2005年の人事院勧告を受けて、同年11月7日の法律第113号「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」によって、新たに設けられた地域手当に切り替えられた。その中で地域手当は“当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する”と定められ、調整手当より一層の民間労働者の給与との均衡を図る制度設計となっている。2006年度より導入されたこの新制度によって、図6の散布図がどのように変化するか、すなわち、調整手当から地域手当へと制度を変更したことによって、公立小中学校教員の給与水準にどのような影響が現れたのかを明らかにする必要があるだろう。

加えて、図2や図7に示された公立小中学校教員の給与水準の実態とその位置づけが、教職をめぐる状況にどのような影響を与えているのかを明らかにする必要がある。教職をめぐる状況とは例えば「教職へのリクルート」や「教師の中途離職率」などが挙げられる。高水準の給与によってよりよい人材を確保するという視点からすると、第I章において述べた「予算編成等に関する建議」に見られるように、教育の結果の一つである「児童・生徒の学力」なども挙げられるだろう。